

福岡県公報

平成二十八年三月十五日
第三千七百七十六号
増刊 ②

目次

条 例 (第二号)

○福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例 (議会事務局議事課) …………… 一

公布された条例のあらまし

◇福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

(議会事務局議事課)

1 福岡県部制条例の一部改正に伴い、関係常任委員会の名称及び所管事項を改めるととした。

2 一 この条例は、平成二十八年四月一日から施行することとした。
二 所要の経過措置を設けることとした。

条 例

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二号

福岡県議会委員会条例の一部を改正する条例

福岡県議会委員会条例(昭和三十一年福岡県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表総務企画地域振興委員会の項中「教育並びに」を削り、同表新社会推進商工委員会の項中「新社会推進商工委員会」を「県民生活商工委員会」に、「新社会推進部の所管に属する事項」を「人づくり・県民生活部の所管に属する事項(教育及び青少年健全

育成に関する事項を除く。)に改め、同表文教委員会の項中「総務部」を「人づくり・県民生活部」に、「教育」を「教育及び青少年健全育成」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の福岡県議会委員会条例(以下「旧条例」という。)の規定に基づく常任委員会の委員で次の表の上欄に掲げる委員会の委員長、副委員長及び委員であるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるこの条例による改正後の福岡県議会委員会条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとし、その任期は、旧条例の規定に基づく委員会の委員長、副委員長及び委員としてのそれぞれの任期の残任期間と同一の期間とする。

総務企画地域振興委員会	総務企画地域振興委員会
新社会推進商工委員会	県民生活商工委員会
文教委員会	文教委員会

3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく常任委員会において審査又は調査中の事件は、新条例の規定に基づきその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。